

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年7月14日(2005.7.14)

【公表番号】特表2001-514764(P2001-514764A)

【公表日】平成13年9月11日(2001.9.11)

【出願番号】特願平10-522666

【国際特許分類第7版】

G 02 B 25/00

G 02 B 5/32

G 02 B 17/08

G 02 B 27/02

G 02 C 7/06

【F I】

G 02 B 25/00 Z

G 02 B 5/32

G 02 B 17/08 Z

G 02 B 27/02 Z

G 02 C 7/06

【手続補正書】

【提出日】平成16年11月5日(2004.11.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成 16 年 11 月 5 日



特許庁長官殿

1. 事件の表示

平成 10 年 特許願 第 522666 号

2. 補正をする者

事件との関係 特許出願人

識別番号 ~~399035696~~

住 所 イスラエル国、テルアビブ、ソロモンストリート 7

名 称 プランオプープラナール オプティクス リミテッド

3. 代理人

住 所 東京都豊島区東池袋 3-20-3 東池袋 S S ビル 1 階

TEL:03-3971-6663 FAX:03-3971-6086

氏 名 (9289) 弁理士 大西 正悟



4. 補正対象書類名 明細書

5. 補正対象項目名 特許請求の範囲

6. 補正の内容

特許請求の範囲を別紙の通り補正する。



特許請求の範囲

1. 観察者が第一及び第二の光景を同時に見ることを可能にするための光学系であって、第一及び第二の光景の両方は受動光を介して観察者に視覚により認識されるもので、前記光学系はホログラフィックプレートからなり、このホログラフィックプレートは、

(a) 第一側及び第二側を持つ、光透過材から形成された本体と、

(b) 前記本体の前記第一側に形成された少なくとも一つの入力ホログラフィック光学素子と、なお、前記材料、そして前記少なくとも一つの入力ホログラフィック光学素子の各々は、少なくとも一つの入力ホログラフィック光学素子を介して前記本体に入る任意の方向を持つ入射光がほぼ完全な内反射を起こすように選択される、そして

(c) 前記本体に設けられた少なくとも一つの出力ホログラフィック光学素子とを含み、このため、前記少なくとも一つの出力ホログラフィック光学素子のいずれに到達する光も、前記入射光の前記任意の方向とほぼ同様な方向に前記本体から出て前記観察者の眼の一方に到達する、

この場合、前記ホログラフィックプレートが前記観察者の前記の眼に対して配置され、前記少なくとも一つの入力及び出力ホログラフィック光学素子が前記本体に対して配置されるため、前記第一及び第二の光景の両方からの受動光は、同時に前記観察者の前記眼の中に導かることを特徴とする光学系。

2. 前記少なくとも一つの出力ホログラフィック光学素子が前記本体の前記第二側に形成される請求項1に記載の光学系。

3. 前記第一及び第二の光景の少なくとも一つが近くの光景であり、前記光学系が、さらに、

(d) 前記近くの光景からの光の照準を正すための照準レンズから

なる請求項1に記載の光学系。

4. さらに、

(d) 前記ホログラフィックプレートと前記観察者の前記眼との間に配置される、前記観察者の視覚異常を補正するための矯正光学レンズからなる請求項1に記載の光学系。

5. 観察者が第一の光景及び第二の光景を同時に見ることを可能にするためのヘッド・セットであって、前記ヘッド・セットは請求項1に記載の二つの光学系からなり、前記二つの光学系の各々が観察者の一つの眼の前に配置されることを特徴とするヘッド・セット。

6. 観察者が一方の眼で第一の光景を、そして他方の眼で第二の光景を同時に見ることを可能にするためのヘッド・セットであって、前記ヘッド・セットは請求項1に記載の光学系からなり、前記光学系は、前記観察者の前記一方の眼の前に配置され、前記観察者の前記一方の眼が前記第二の光景に向けられ、同時に前記観察者の前記他方の眼が第二の光景に向けられているときに前記第一の光景からの光が前記観察者の前記一方の眼に到達することを可能にし、同時に前記第二の光景からの光が前記一方の眼に到達しないように遮ることを特徴とするヘッド・セット。